

「責任ある機関投資家の諸原則」(案)

《日本版ステュワードシップ・コード》

パブリックコメントの概要

【和文のパブリックコメント】

- ・ 意見募集期間:平成 25 年 12 月 26 日(木)～平成 26 年 2 月 3 日(月)
- ・ 26 の個人及び団体から意見の提出あり。

【英文のパブリックコメント】

- ・ 意見募集期間:平成 26 年 1 月 15 日(水)～平成 26 年 2 月 9 日(日)
- ・ 19 の個人及び団体から意見の提出あり。

- 寄せられたコメントの類型は、総じて、①コードをより良いものとするために一部の修正案を提案するもの、②コードの実施に当たっての配慮や環境整備等を要望するもの、③コードについての自らの解釈の正誤に関する意見を求めるもの、に大別することができる。
- なお、否定的なコメントもいくつかあったものの、全体としては、コードの策定に賛同するというスタンスに立った上で、上記のように、一部の修正案、配慮や環境整備等の要望、解釈の正誤を求めるコメントが寄せられた(肯定的なコメントと否定的なコメントの代表例は以下のとおり)。

肯定的なコメント(和文)

肯定的なコメントの概要(抜粋)

金融機関の Chief Compliance Officer(常務)、常勤監査役、社外取締役、また製造業の社外監査役等の実務経験と、その後の大学における Corporate Finance 並びに Corporate Governance の研究活動経験から、今回の「日本版ステュワードシップ・コード」制定の試みに基本的に賛成し、その効果が実ることを心から望みます。

今回の「諸原則」は、日本企業および投資家のガバナンス向上に役立つと考えられ、強く支持する。

機関投資家の責任の諸原則を明らかにすることによって、特に原則4に示されているように、投資家に対して、中長期的な視点のもとでの建設的な企業との対話を促すことに、賛成する。少なからぬ数の日本企業が、資本市場との積極的な対話を躊躇している。その背景には、投資家の時間軸は企業より短期であり、そのような短期的視野の投資家からの意見は、健全な企業経営を阻害するとの懸念が存在する。中長期的視点からの投資先企業の企業価値向上と持続的成長を促すことを目的とした対話が、機関投資家の重要な責任であると明確に示すことにより、このような企業の懸念が取り除かれ、双方の対話を促進する強固な土台が築かれることになるだろう。

肯定的なコメント(英文)

肯定的なコメントの概要(原文抜粋)	和訳(事務局仮訳)
<p>In our view, the Code represents a comprehensive approach that is consistent with the UK Stewardship code and similar codes being developed in other markets. We congratulate the Council for taking this approach. As Japan is the third largest global economy, adoption of the Code will have global impact and will contribute to the acceptance of uniform stewardship standards that are needed in today's borderless investment environment.</p>	<p>私達の見方では、本コードは英国スチュワードシップ・コードやその他の国で策定された類似のコードと同様の、包括的なアプローチを記載している。私達は、検討会がこのような手法を採用したことを称賛する。日本は世界で第3の経済大国であり、本コードの採択は世界的なインパクトを与え、今日の国境のない投資環境において必要とされる統一的なスチュワードシップの基準の受入れに貢献するだろう。</p>
<p>Our members are strong supporters of the concepts of flexible application of standards, commonly referred to as comply or explain... We applaud the Council of Experts in taking forward this initiative and being an early adopter of the concept of a Stewardship Code which we strongly support.</p>	<p>私達のメンバーは、一般に「コンプライ・オア・エクスプレイン」と呼ばれる、柔軟に基準を適用する概念を強く支持する。私達は、有識者検討会がこうした取組みを進め、また私達が強く支持するスチュワードシップ・コードの概念を早い時期に採用したことを称賛する。</p>
<p>We commend the Council of Experts for focusing on a number of important concepts, including referencing the desired long term focus and recommending “follow through”, for example annual updating, ongoing review of the effectiveness of monitoring and a statement that dialogue itself should not be regarded as the aim of engagement.</p>	<p>私達は有識者検討会がいくつかの重要な概念に焦点を当てたことを称賛する。それらの概念の中には、望ましい長期的な視点に言及したことや“follow through”の仕組み、例えば、毎年更新や、モニタリングの効果の継続的な見直しやエンゲージメントそれ自体が目的とみなされるべきでない旨の声明などが含まれている。</p>
<p>The code will probably not only encourage Japanese investors to raise the investments in Japanese equity market, but also make the Japanese equity market a more interesting market to foreign investors.</p>	<p>本コードによって、おそらく日本の投資家が日本の株式市場への投資を増大させることが促進されるだけでなく、日本の株式市場が海外投資家にとってより魅力のある市場となるだろう。</p>

否定的なコメント(和文)

否定的なコメントの概要(抜粋)
<p>本コードに準拠することが企業の持続的成長や日本経済の発展に資するとの十分な根拠がないため、導入は時期尚早であり反対。 投資先企業へ投資家が過剰に関与することは株式の「所有と経営の分離」の原則に反し、経営の自由度を阻害し、ひいては企業経営の多様性を失わせ、金太郎飴的な画一的な経営ばかりになって日本経済の競争力を失わせる懸念がある。</p>